救急病院と認定した。

平成二十六年七月十五日

〇宮城県告示第六百十九号

救急病院等を定める省令

(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を

(1)

タ仙

一台

循

環器病セ

仙台市泉区本田町

十一 -

二平 日成

一十六年七月十

一平 日成

一十九年七月十

名

称

所

目 次

告

示

○特定計量器の定期検査の実施 ○救急医療機関の認定

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

告

示

○開発行為に関する工事の完了(三件)

宮

○県道の路線廃止 ○都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件)

(北部地方振興事務所)

契 課

Ŧī.

建築宅地課

四

ページ

九 月同

東

松

島

市

矢

本

午後三時まで午前十時三十分から

東松島市役所本庁舎

日

九平 月成

一十六年

東

松

島

市

鳴

瀬

午後三時まで午前十時三十分から

東松島市役所鳴瀬庁舎

実施年月日

実

施

X

域

查受付時

間

実

施 0)

場 所

産業立地推進課 医療整備課

九月同

東

松

島

市

矢

本

午後三時まで午前十時三十分から

東松島市役所本庁舎

日

(農村振興課)

○宮城県告示第六百二十一号

路 課

道 (都市計画課)

同

 \equiv

項の規定により次のとおり縦覧に供する。

良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五

県営門沢小瀬地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画を定めたので、

土地改

日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの 八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第 る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す

平成二十六年七月十五日

訴えを提起することができる

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧に供する書類の名称 土地改良事業変更計画書の写し

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十三日まで

三 縦覧場所

認定の有効期限

加美町役場

○宮城県告示第六百二十二号

○宮城県告示第六百二十号

行

発

宮

宮 城 県 (総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

実施する。 計量法 (平成四年法律第五十一 一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村

井 嘉 浩 ○宮城県告示第六百二十四号

宮城県庁(土木部都市計画課)

律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

縦覧に供する。 その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。 平成二十六年七月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般の

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

一 九 四	路線番号
女川停車場線	路線名
牡鹿郡女川町女	終起
川浜	点点
	重要な経過地

○宮城県告示第六百二十三号

律第百号) 第二十条第二項の規定により、 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 次のとおり公衆の縦覧に供する。 (昭和四十三年法

平成二十六年七月十五日

都市計画の種類及び名称

2

名称 荒井南地区計画

種類

仙塩広域都市計画地区計画

縦覧場所

嘉

宮城県知事 村 井

浩

都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

縦覧場所

○宮城県告示第六百二十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十六年七月十五日

仙塩広域都市計画高度地区

縦覧場所

○宮城県告示第六百二十五号

宮城県庁(土木部都市計画課)

縦覧場所

名称

荒井西地区計画

仙塩広域都市計画地区計画

都市計画の種類及び名称

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する

平成二十六年七月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 仙塩広域都市計画地区計画

八木山動物公園駅前地区計画

一 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十六号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十六年七月十五日

縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

宮城県庁(土木部都市計画課)

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類

宮城県庁(土木部都市計画課

○宮城県告示第六百二十八号

仙塩広域都市計画特別用途地区

都市計画の種類

○宮城県告示第六百三十号

宮城県庁(土木部都市計画課)

縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

1

種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 卸町地区計画

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十九号

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十六年七月十五日

宮城県知事 村

井

浩

嘉

宮城県知事 村 井 嘉

浩

都市計画の種類及び名称

気仙沼都市計画公園

名称 二・二・十五号 宮口下公園

都市計画の変更の種別

宮城県庁(土木部都市計画課

縦覧場所

(3)

○宮城県告示第六百三十一号

良区役員の就任及び退任ついて、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改 次のとおり届出があった。

平成二十六年七月十五日

就任した者

宮城県北部地方振興事務所

長

宮

崎

博

之

平成二十六年六月二十五日 就 任 年 月 \mathbb{H} 桝 佐 小 Ш 佐 相 佐 佐 桑 早 久 照 田 佐 氏 形 藤 只 熊 藤 澤 藤 藤 添 中 坂 藤 本 井 恭 秀 宗 敬 光 俊 徳 寛 善 德 信 德 節 名 郎 雄 光 男 治 章 博 藏 衛 雄 健 徳 番地加美郡菜切谷字大二番三十 地一大崎市三本木蒜袋字北屋敷四十四番 地 大崎市古川新沼字行人堰北三十七番 大崎市松山千石字松山百三十八番地 大崎市松山金谷字亀井九十三番地 地加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番 大崎市古川中沢字南中沖九番地 番地 大崎市三本木伊場野字観音堂四十六 二番地大崎市古川三本木新沼字南野土四十 地加美郡加美町下狼塚字松原三十六番 加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地 大崎市鹿島台船越字前田七十七番地 大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地 大崎市松山次橋字山王四十五番地 住 監 役職名 監 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

																		_ =	
平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	平成二十六年六月二十四日	退任年月日	退任した者	平成二十六年六月二十五日
横	佐	氷	佐	佐	鈴	今	久	佐	早	中	森	今	佐	木	田	照			横
山	藤	室	藤	藤	木	野	本	藤	坂	山	田	野	藤	村	中	井	氏		山
	秀	勝	徳	信	文	時	德	勇	德	茂	和	啓		敬	善	節			
廣	雄	好	男	藏	英	男	衛	幸	博	穗	男	司	健	悦	章	雄	名		廣
大崎市三本木新沼字高原二十五番地	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	地方崎市松山長尾字大天場西九十九番	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	地 大崎市三本木桑折字多高田三十一番	大崎市松山長尾字前九十番地	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地	地 大崎市古川新沼字行人堰北三十七番	大崎市三本木字町浦四十一番地二	加美郡加美町字岡町八番地	大崎市古川中沢字高道十七番地	地が一地の一角である。	大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地	地 大崎市三本木新沼字南野土四十二番	地	住		大崎市三本木新沼字高原二十五番地
監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	役職名		監
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	名		事

平成二十六年六月二十	平成二十六年六月二十	平成二十六年六月二十
一小	日	加加
只宗一	野田勇	藤康
郎 大崎	吉 地大 崎	五大番
『市松山金谷字亀井九十三番地一	₹市松山下伊場野字志引二十一番	B 市三本木上伊場野字熊野堂二十
監	監	監
事	事	事

公

告

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

平成二十六年七月十五日

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

登米市迫町佐沼字中江二丁目七番地の十一

株式会社東北住販

並びに六十九番一及び六十九番五の各一部 六十六番一、六十七番、六十八番及び六十九番二 十四番四、六十二番一、六十三番、六十五番一、 登米市中田町石森字加賀野田中五十四番三、五 宮城県知事 村 嘉

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

平成二十六年七月十五日

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

> 東松島市小松字上前柳五十八番五及び六十番二 宮城県知事 村 井 嘉 浩

石卷市雄勝町雄勝字味噌作五番地四

佐藤 均

石巻市開成一番地六十三 仮設開成第八団地五

一二号

佐藤 みえ子

番一、八十五番、八十五番一、八十六番、

八十九番、九十番、

九十一番、九

九十五番一、九十五番二、九十五番三、 九十六番一、九十六番二、九十六番三、

九十三番、

九十四番、

九十四番一、九十

一番一、八十二番、

八十三番、八十四番、

(5)

〇東日本大震災復興特別区域法 (I)平成二十六年七月十五日 (昭和四十三年法律第百号) に係る開発行為は、 その工事を完了した。 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五十条第二 第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域 一項の規定により都市

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

五十一番、五十一番一、五十二番、 四十番一、四十一番、四十二番、四十二番一、四 四番、三十四番一、三十四番二、三十五番、 番一、三十番三、三十一番一、三十二番一、三十 七十九番、七十九番一、八十番、八十一番、 十五番の一部、七十六番、七十七番、七十八番、 十三番、四十三番一、四十四番、四十五番、 六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、 二、三十三番三、三十三番四、三十三番五、三十 六番一の一部、二十七番、二十七番一、二十八番 十三番一の一部、二十四番一、二十五番一、二十 二十番、二十番一、二十一番一、二十二番一、二 十二番、十三番一、十四番一、十四番二、十五番 一の一部、七十三番の一部、七十四番の一部、 一、二十八番二、二十九番一、二十九番二、三十 一、十六番一、十七番一、十八番一、十九番一、 一番三の一部、三十三番、三十三番一、三十三番 岩沼市押分字新筒下十番一の一部、 五十四番の一部、 四十七番、四十八番、四十九番、五十番、 五十五番の一部、五十五番 五十三番の一 十一番一、 四十

宮城県知事 井

 \equiv

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

先の水、三十三番地先の水、七十三番地先の水の 道の一部、 十六番、百十七番、百十八番、二十三番一地先の 十三番三、 十二番、百十三番、 百七番、百八番、 十六番一地先の水、百五番一地先の水 百番一、百一番、 八十七番地先の水、八十八番地先の水、 百五番、 百九番、百十番、百十一番、 百二番、 百二番一、百三

九十六番四、

九十七番、

九十八番、

九十九番、

岩沼市

平成二十六年七月十五日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、

次のとおり落札者を決定した。

村

井

嘉

浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪ドーザニ台

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課

仙台市青葉区本町三丁目

落札金額 三千三百九十一万二千円

五.

扇島五番地

四 三

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 コマツ建機販売株式会社

神奈川県川崎市川崎区東

落札者を決定した日

平成二十六年七月一日

入札の公告を行った日 平成二十六年五月二十日

七 六

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

十番一地先の水の一部、二十四番一地 百十四番、百十五番、百十五番一、百 百五番一、百六番、百六番一、 百十三番一、百十三番二、百